

勤め先を平成26年12月に退職後、市県民税の通知が2通届いたケースでご説明します。

個人の市県民税は前の年の所得に対して課税されます。

市県民税は、その年の6月から翌年の5月までの各月の給与から税金を差し引いて収める「特別徴収」と、市区町村から送られてくる納税通知書によりご本人が直接収める「普通徴収」のどちらかの方法で収めることになっています。

今回届いた2通の納税通知書のうち、1通は退職前年の平成25年の所得に対する市県民税で、給与から差し引くことができなかった分です。

平成25年の所得に対する市県民税は、本来、平成26年の6月から平成27年5月までの各月に、給与から差し引く予定でした。ところが平成26年12月に退職されたことから、給与から差し引くことができなかった分（平成27年1月から5月までで引き去る予定だった分）がでてきましたので、この分を個人で収めていただくための納税通知書です。Ⓐ

もう1通は、平成26年中の所得に対する市県民税として、「普通徴収」により収めていただくための納税通知書です。Ⓑ

